

## 鳥取県告示第398号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県青少年育成意識調査
- 2 調査の目的  
青少年及び成人の意識及び行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲  
鳥取県全域
  - (2) 属性的範囲
    - ア 小学校の第2学年及び第5学年の児童
    - イ 中学校第2学年の生徒
    - ウ 高等学校第2学年の生徒
    - エ アからウまでに掲げる者の保護者
    - オ 青年（19歳から29歳までの者をいう。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 対象者の属性
    - イ 青少年自身について（自己肯定感、悩みなど）
    - ウ 青少年を取り巻く環境について（家庭、学校に対する満足度など）
    - エ ニート及びひきこもりについて（ひきこもりの状況など）
  - (2) その基準となる期日  
平成23年7月1日
- 5 報告を求める者  
無作為に抽出した次に掲げる者
  - (1) 3の(2)のアに掲げる者 各400人
  - (2) 3の(2)のイに掲げる者 400人
  - (3) 3の(2)のウに掲げる者 400人
  - (4) 3の(2)のエに掲げる者 1,600人
  - (5) 3の(2)のオに掲げる者 1,700人
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 児童、生徒及び保護者  
学校を通じ、調査対象となった児童、生徒及び保護者に調査票を配布し、回収を行う。
  - (2) 青年  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
平成23年7月1日から同月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間

9 結果の公表方法

調査報告書及び鳥取県のホームページで公表する。